



概要版

第2次西宮市消費者教育推進計画

■ 本計画の目的

消費者教育の推進により、市民が自ら学び・考え・行動することのできる消費者の育成およびその支援をすることです。

■ 消費者教育を活用して暮らし力を身に付けよう!

消費者教育は、消費者の自立を支援する消費生活に関する教育及び啓発活動です。

子どもから大人まで私たちが暮らしていくうえで必要な知識や情報を的確に得、適切に判断・行動できるようになることをめざしています。



■ 消費者市民社会とは

大人も子どもも自らの消費行動が、社会や地球環境に影響を持つことを自覚し、情報の収集・検討・発信を主体的に行い、自ら判断・行動し公正で持続可能な社会の形成に進んで参画する社会。

👑 消費者市民社会の構築を目指す行動例

- **エシカル消費**：地域の活性化や雇用なども含む、人や社会、地球環境に配慮した消費行動のこと。

マイバッグやマイボトルを利用し、資源を大切にする



人・社会・地球環境に配慮した商品の選択



- **被害のない地域社会を目指す行動**

消費者トラブルを相談窓口等に伝える



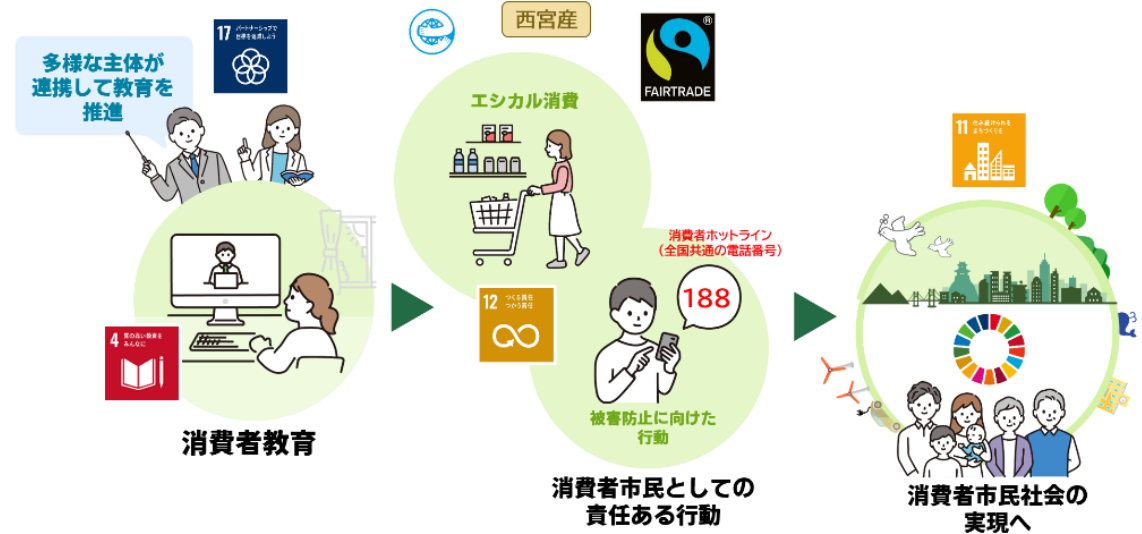
※ 消費者ホットライン(全国共通の電話番号)

地域の高齢者等の見守り活動に参画する



■ SDGsの達成と消費者教育の関係性

消費者教育を推進し、消費者市民社会への取り組みを行い、SDGs(持続可能な開発目標)の達成に寄与します。



■ 西宮市と消費者教育

計画の基本理念である、「共に学び・考え・行動する消費者市民社会の実現をめざして」を進めていくため、各主体と連携し、だれもがいつでも・どこでも消費者教育を受けることができる環境作りを目指します。



第2次西宮市消費者教育推進計画(概要版) 令和3(2021)年12月発行
 西宮市産業文化局 産業文化総括室 消費生活センター
 〒663-8035 西宮市北口町1番1号 ACTA西宮西館3階(事務所)
 TEL:0798-69-3156 FAX:0798-69-3162

計画本文はこちら



第2次西宮市消費者教育推進計画の構成

第1章 計画策定の趣旨

社会情勢や消費者を取り巻く環境の変化を踏まえ、より一層体系的・効果的な消費者教育を推進する。

計画の期間：令和3年度から令和7年度の5年間

第2章 計画の基本的な考え方

■ 基本理念（継続）

共に学び・考え・行動する消費者市民社会の実現をめざして

■ 基本施策（継続）

施策1

学習者のライフステージやそれぞれの環境・状況に応じた消費者教育の推進

施策2

各主体の連携による効果的な情報提供・情報発信

第3章 消費者をめぐる現状と課題

● 社会の現状や西宮市の相談状況からの課題

若者への消費者教育、高齢者の被害防止のための消費者教育

- ・成年年齢引下げによる若者の消費者被害の増加への懸念
- ・高齢者を中心とした特殊詐欺被害の増加
- ・新型コロナウイルス感染症を起因とした通信販売の増加やキャッシュレス決済の進展

● 各種調査からの課題

多様な場所での消費者教育の実施、情報の一元化と情報発信

- ・多様なメディアを利用した情報発信
- ・子どもの頃からの消費者教育や、地域での消費者教育の機会の充実

● 西宮市消費者教育のあり方検討会からの課題

各主体との情報共有・情報の一元化と情報発信・消費者教育の担い手育成

- ・担い手同士の情報共有や連携の必要性
- ・情報を一元化し、市民や担い手への情報発信・提供

第4章 課題に基づいた推進の方向性

1. 学習者のライフステージやそれぞれの環境・状況に応じた消費者教育の推進

- ・学校での消費者教育の推進【拡充】
授業での消費生活に関する出前講座の実施、教員と連携した消費者教育の研究
- ・地域での消費者教育の推進【拡充】
図書館での消費生活に関する情報発信、公民館での消費生活に関する講座の実施
- ・高齢者を消費者被害から守るための消費者教育の推進【拡充】
市政ニュースやホームページでの情報発信、地域での高齢者被害防止活動の支援

2. 各主体の連携による効果的な情報提供・情報発信

- ・各主体との連携の「場づくり」と情報共有【新規】
情報共有のため、定期的な情報交換の場づくり
- ・効果的な情報の一元化と情報発信・情報提供【新規】
情報プラットフォームの構築、オンライン講座の実施
- ・消費者教育の担い手の育成・活用【新規】
学校、地域、高齢者の被害防止のための見守りの担い手育成
- ・関連分野との連携【拡充・継続】
環境、食育、法教育、金融経済教育等の関係機関と連携した消費者教育の実施

第5章 計画の推進体制

1. 市の関係部局との連携体制

西宮市消費者教育推進庁内連携連絡会を設置し、引き続き全庁的な消費者教育を推進します。

2. 消費生活センターを中心とした総合的な消費者教育の推進

いつでも・どこでも・誰でも消費者教育を受けられる環境作りを目指します。

